

災害时会費免除規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟県内において大規模災害が発生した場合、公益社団法人新潟県作業療法士会（以下：本会）が被災した会員への支援を迅速且つ円滑に行うことを目的とする。

(対応)

第2条 災害対策基本指針に沿って、会費免除対応を行うものとする。

- 2 会費免除対応を行う際には、ホームページへの見舞文の掲載を含め、会員に対応情報が閲覧できるようにする。

(申請の受付)

第3条 災害対策本部の設置に伴い、可及的速やかに内規（資料 1）に定める方法と基準に従って被災した会員の当該年度の会費免除申請を受け付ける。

(対象)

第4条 会費免除の対象は、各自治体から罹災証明の発行が行われる災害とする。具体的事案としては、地震発生時の全壊・半壊、水害発生時の床上浸水以上の被害等とし、床下浸水や自動車の被害については対象とはしない。

(承認)

第5条 会費免除は理事会の承認を受けることによって決定する。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更できる。

(その他事項)

第7条 上記以外の事項に関して可及的な決断が必要な場合は、理事会の承認の上実施できることとする。

附 則

1、この規程は、令和5年9月2日から施行する。

(資料 1) 公益社団法人 新潟県作業療法士会「災害規程に係る内規」

公益社団法人 新潟県作業療法士会
大規模災害を被った新潟県作業療法士会 会員支援に関する規程に係る内規

災害时会費免除規程第 3 条の被災会員の会費免除申請の方法と基準は下記のとおりとする。

- 1 罹災証明が発行される災害を対象とした本会の会員の申請制とする。
申請者は新入会員を除き、前年度の会費納入が完了していることを確認する。
- 2 申請手続きについては、本会ホームページ、機関誌、本会 LINE アカウントで広報する。
- 3 申請書類は、以下の 2 点とする。
 - (1) 申請書（氏名、日本作業療法士協会会員番号、本会会員番号、災害時発生時の自宅住所、所属先施設名、携帯電話番号・メールアドレス、書類送付先、申請理由を明記）
 - (2) 自治体発行の罹災証明書のコピー
- 4 申請期間は災害が発生した日から 3 か月間程度とする。災害の規模など状況によっては理事会の承認の上、上記以外の申請を認めることができる。
- 5 申請者は申請期間内に申請書類を事務局宛てに郵送することとする。
- 6 事務局は申請書類をとりまとめ、申請期間終了後直近の、理事会に提出する。
- 7 会費免除は原則として、災害発生時に本会の会員本人が居住していた自宅を対象とする。ただし、本人は居住していない「実家」の被災は対象としない。
- 8 理事会決定後速やかに、事務局は申請者に対し承認・非承認の通知を行う。
- 9 会費免除決定時すでに当年の会費を納入済みの場合は、次年度の会費に繰り越すこととする。